



阪神水道企業団公報

令和8年7月15日(水)

第405号

毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

○阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程

○阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程等の一部を改正する規程

◇告 示◇

○阪神水道企業団議会議員（尼崎市選出）の辞職

○阪神水道企業団議会議員（尼崎市選出）の補欠選挙

○阪神水道企業団議会議員（尼崎市選出）の当選

◇規 則◇

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月18日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第4号

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則（平成3年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）第1条に規定する課、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成20年条例第5号）第1条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）第11条に規定する局をいう。ただし、総務部総務課、経営企画課、財	（定義） 第2条 この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）第1条に規定する課、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成20年条例第5号）第1条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第4号）第11条に規定する局をいう。ただし、総務部総務課、経営企画課、財

務課、技術部浄水管理課、施設管理課、工務課及び技術企画課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。

務課、技術部浄水計画課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第4号

競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月16日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

競争入札参加者選定審査会規程の一部を改正する規程

競争入札参加者選定審査会規程（昭和41年管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務） 第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）～（3） 省略 <u>（4） 入札参加意思の確認を併せて行う見積依頼関係の書類の審査に関するこ</u> <u>と。</u>	（所掌事務） 第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。 （1）～（3） 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、令和8年6月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

阪神水道企業団管理規程第5号

阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月13日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程等の一部を改正する規程

(阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第1条 阪神水道企業団自家用電気工作物保安規程(昭和40年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1号表 保安業務分掌 技術部 <u>技術企画課</u> <u>技術管理係</u> (1)～(5) 省略 <u>施設管理課、場、センター及び所</u> 施設係又は施設を所管する担当 (1)～(4) 省略 <u>(5) 非常災害対策</u> (注) 省略	別表第1号表 保安業務分掌 技術部 <u>施設管理課</u> <u>企画係</u> (1)～(5) 省略 <u>(6) 電気設備の保全、運転操作</u> <u>(本庁に設置するものに限</u> <u>る。)</u> 場、センター及び所 施設係又は施設を所管する担当 (1)～(4) 省略 (注) 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

(阪神水道企業団財務規程の一部改正)

第2条 阪神水道企業団財務規程(平成26年管理規程第3号)の一部を次のよう改正する。

改 正 後	改 正 前
(<u>工事施行課</u> 主管帳簿)	(<u>浄水計画課、施設管理課及び工務課主</u>

第18条 <u>工事施行課長(阪神水道企業団工事施行規程第2条第3号に規定する課長等をいう。以下同じ。)</u>は、工事に関する事項を整理するため、<u>工事台帳</u>を備える。 (改良工事の精算) 第105条 工事施行課長は、改良工事が完成した場合には、速やかに固定資産別経費精算書をもって工事費の精算を行い、図面を添えて財務課長に送付しなければならない。 2 省略	管帳簿) 第18条 <u>技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長</u>は、工事に関する事項を整理するため、<u>次に掲げる帳簿</u>を備える。 (1) <u>固定資産別経費整理簿</u> (2) <u>工事台帳</u> (改良工事の精算) 第105条 工事施行課長(<u>工事施行規程第2条第3号に規定する課長等をいう。)</u>は、改良工事が完成した場合には、速やかに固定資産別経費精算書をもって工事費の精算を行い、図面を添えて<u>工事所管課長を経て</u>財務課長に送付しなければならない。 2 省略				
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。					
(阪神水道企業団工事施行規程の一部改正) 第3条 阪神水道企業団工事施行規程(昭和54年管理規程第3号)の一部を次のように改正する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>審査課長 技術部技術企画課長をいう(ただし、阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号。以下「分課規程」という。)</u>第7条技術部技術企画課技術管理係の項第3号に関する事項にあつては、技術部技術企画課主幹をいう。)。 </td><td> (用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>工事所管課長 技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長をいう。</u> </td></tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	(用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>審査課長 技術部技術企画課長をいう(ただし、阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号。以下「分課規程」という。)</u>第7条技術部技術企画課技術管理係の項第3号に関する事項にあつては、技術部技術企画課主幹をいう。)。	(用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>工事所管課長 技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長をいう。</u>
改正後	改正前				
(用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>審査課長 技術部技術企画課長をいう(ただし、阪神水道企業団分課規程(平成18年管理規程第1号。以下「分課規程」という。)</u>第7条技術部技術企画課技術管理係の項第3号に関する事項にあつては、技術部技術企画課主幹をいう。)。	(用語の定義) 第2条 省略 (1) 省略 (2) <u>工事所管課長 技術部浄水計画課長、技術部施設管理課長及び技術部工務課長をいう。</u>				

(3) 工事施行課長 分課規程第1条に規定する課、場、センター及び所で、かつ、工事を施行しようとする課、場、センター及び所の長をいう。

(4)及び(5) 省略
(工事施行手続)

第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事（業務委託）起工書（以下「起工書」という。）に、審査課長による内容の審査を受けて確定した設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類（以下「設計書等」という。）を添付して総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）及び総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事（改良工事、補助金（防災・安全交付金等を含む。）を活用する設計業務等を除く。以下同じ。）については、審査課長による内容の審査を受けることを要しない。

2 省略

3 設計書は、金額記入のものと金額を削除したものと2通を作成する。ただし、第1項の起工書に添付する設計書は、金額を削除したもののみを添付するものとする。

4及び5 省略
(工事の契約)

第6条 総務課長は、前条第4項の規定による設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規

(3) 工事施行課長 阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第1号）第1条に規定する課、場、センター及び所で、かつ、工事を施行しようとする課、場、センター及び所の長をいう。

(4)及び(5) 省略
(工事施行手続)

第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、工事（業務委託）起工書（以下「起工書」という。）に設計書（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）、図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書その他必要書類（以下「設計書等」という。）を添付して工事所管課長による内容の審査を受けて総務部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）及び総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事（改良工事を除く。以下同じ。）については、工事所管課長による内容の審査を受けることを要しない。

2 省略

3 第1項の設計書は、金額記入のものと金額を削除したものと2通を作成する。

4及び5 省略
(工事の契約)

第6条 総務課長は、前条第4項の規定による設計書等の送付を受けたときは、阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規

程第1号)の定めるところにより当該工事に係る受注者を決定しなければならない。

- 2 総務課長は、当該工事に係る受注者を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事施行課長に送付しなければならない。

(設計変更)

第7条 省略

- 2 第5条及び第6条の規定は、設計変更について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「工事施行手続」とあるのは「設計変更手続」と、「工事を施行しようとするとき」とあるのは「設計変更を行うとき」と、「起工書」とあるのは「変更書」と、「設計書」とあるのは「変更設計書」と、「設計書等」とあるのは「変更設計書等」と、「設計金額」とあるのは「原設計金額」と、「工事の施行」とあるのは「設計変更」と、「受注者を決定」とあるのは「設計変更の契約を締結」と、「工事請負契約書」とあるのは「工事請負変更契約書」と読み替えるものとする。

(書類の審査)

- 第10条 工事施行課長は、受注者から工事着手届、工程表その他必要書類が提出されたときは、内容を審査しなければならない。

(完成延期)

- 第14条 監督員は、受注者から工期延期の申請があつたときは、直ちに工事施行課

程第1号)の定めるところにより当該工事に係る請負人を決定しなければならない。

- 2 総務課長は、当該工事に係る請負人を決定したときは、工事請負契約書の写しを工事施行課長(設計金額が1,000万円を超える工事(改良工事を含む。以下同じ。)については工事施行課長及び工事所管課長)に送付しなければならない。

(設計変更)

第7条 省略

- 2 第5条及び第6条の規定は、設計変更について準用する。この場合において、これらの規定(見出しを含む。)中「工事施行手続」とあるのは「設計変更手続」と、「工事を施行しようとするとき」とあるのは「設計変更を行うとき」と、「起工書」とあるのは「変更書」と、「設計書」とあるのは「変更設計書」と、「設計書等」とあるのは「変更設計書等」と、「設計金額」とあるのは「原設計金額」と、「工事の施行」とあるのは「設計変更」と、「請負人を決定」とあるのは「設計変更の契約を締結」と、「工事請負契約書」とあるのは「工事請負変更契約書」と読み替えるものとする。

(書類の審査)

- 第10条 工事施行課長は、請負人から工事着手届、工程表その他必要書類が提出されたときは、内容を審査し、これら書類の写しを工事所管課長に送付しなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事については、この限りでない。

(完成延期)

- 第14条 監督員は、請負人から工期延期の申請があつたときは、直ちに工事施行課

長に報告しなければならない。

- 2 工事施行課長は、前項の規定による工期延期の申請の報告を受けたときは、審査課長の承認を経て企業長の決裁を受けなければならない。ただし、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては、審査課長の承認を要しない。

(工事検収及び完成報告)

第15条 工事施行課長は、受注者から提出された工事完成届が適当であると認めたときは、契約金額が1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）にあつては工事検査規程により検査を行い、契約金額が1,000万円を超える工事（改良工事を含む。）にあつては当該工事完成届の写しを審査課長及び検査主幹に送付し、工事完成を報告しなければならない。

- 2 工事施行課長は、前項の規定による検査を実施したときは、工事（業務委託）検収書（以下「検収書」という。）を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

第16条 省略

- 2 工事施行課長は、前項の規定による検査結果の報告を受けたときは、検収書を作成し、企業長の決裁を受けなければならない。

(工事出来高報告認定書)

第17条 工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払を要するものについては、工事出来高報告認定書（以下「認定書」という。）及び内訳書を作成しなければならない。なお、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては、技術部長

長に報告しなければならない。

- 2 工事施行課長は、前項の規定による工期延期の申請の報告を受けたときは、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。

(工事検収及び完成報告)

第15条 工事施行課長は、請負人から提出された工事完成届が適当であると認めたときは、契約金額が1,000万円以下の工事（改良工事を除く。）にあつては工事検査規程により検査を行い、契約金額が1,000万円を超える工事（改良工事を含む。）にあつては当該工事完成届の写しを工事所管課長及び検査主幹に送付し、工事完成を報告しなければならない。

- 2 工事施行課長は、前項の規定による検査を実施したときは、工事（業務委託）検収書（以下「検収書」という。）を作成し、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。

第16条 省略

- 2 工事施行課長は、前項の規定による検査結果の報告を受けたときは、検収書を作成し、工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。

(工事出来高報告認定書)

第17条 工事施行課長は、工事請負契約に基づく中間支払を要するものについては、工事出来高報告認定書（以下「認定書」という。）を作成して内訳書を添付し、設計金額が1,000万円以下の工事にあつては企業長の決裁を、設計金額が

の決裁を受けなければならない。

- 2 前2条の規定は、工事出来高検収について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「工事検収」とあるのは「工事出来高検査」と、「完成報告」とあるのは「出来高報告」と、「受注者から提出された工事完成届が適当であると認めたとき」とあるのは「工事出来高検査を行うとき」と、「工事完成届の写し」とあるのは「工事出来高報告認定書及び内訳書」と、「工事完成」とあるのは「工事出来高」と読み替えるものとする。
- 3 工事施行課長は、第15条第2項及び第16条第2項（前項の規定において準用する場合を含む。）の規定により企業長の決裁を受けたときは、速やかに検収書の写しを財務課長に送付しなければならない。

1,000万円を超える工事にあつては工事所管課長を経て企業長の決裁を受けなければならない。

- 2 前2条の規定は、工事出来高検収について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「工事検収」とあるのは「工事出来高検査」と、「完成報告」とあるのは「出来高報告」と、「請負人から提出された工事完成届が適当であると認めたとき」とあるのは「工事出来高検査を行うとき」と、「工事完成届の写し」とあるのは「工事出来高報告認定書及び内訳書」と、「工事完成」とあるのは「工事出来高」と読み替えるものとする。
- 3 工事施行課長は、第15条及び第16条第1項（前条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により企業長の決裁を受けたときは、速やかに検収書の写しを経営企画課長に送付しなければならない。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団工事検査規程の一部改正）

第4条 阪神水道企業団工事検査規程（平成26年管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語の定義） 第2条 省略 (1)及び(2) 省略	（用語の定義） 第2条 省略 (1)及び(2) 省略 (3) <u>工事所管課長 阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。）第2</u>

(3) 工事施行課長 阪神水道企業団工事施行規程(昭和54年管理規程第3号。以下「工事施行規程」という。)第2条第3号に定める課、場、センター及び所の長をいう。

(4) 省略

(検査の結果の報告等)

第11条 省略

2 省略

3 工事施行課長は、工事(業務委託)検収書(工事施行規程様式第13号)を作成し、工事検査報告書の写しを添えて企業長(月1回の割合で工事出来高検査を行う場合は、技術部長)の決裁を得なければならない。

条第2号に定める課長をいう。

(4) 工事施行課長 工事施行規程第2条第3号に定める課、場、センター及び所の長をいう。

(5) 省略

(検査の結果の報告等)

第11条 省略

2 省略

3 工事施行課長は、工事(業務委託)検収書(工事施行規程様式第13号)を作成し、工事検査報告書の写しを添えて工事所管課長に提出しなければならない。

4 工事所管課長は、前項の検収書の内容を審査し、企業長(月1回の割合で工事出来高検査を行う場合は、技術部長)の決裁を得て工事施行課長に通知するものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

◇告

示◇

阪神水道企業団告示第17号

下記の者は、令和8年7月6日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和8年7月6日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

記

明 見 孝一郎
津 田 加寿男
土 岐 良 二

阪神水道企業団告示第18号

阪神水道企業団規約第9条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和8年7月6日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 選挙する期間 | 令和8年7月6日から
令和8年8月5日まで |
| 2 選挙する議員数 | 3名 |
| 3 選挙する市 | 尼崎市 |

阪神水道企業団告示第19号

令和8年7月8日尼崎市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和8年7月8日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

記

川 崎 敏 美
松 岡 洋 司
津 田 加寿男